

EMSolution ライセンス管理方法変更の概要と手続きについて

1. はじめに

サイエンスソリューションズ株式会社では2023年11月8日にEMSolutionのr13.0へのバージョンアップを予定しております。

今回のバージョンアップでは、ライセンス管理方式が変更となり、新たにFlexNetによるライセンスプロテクト方式を導入します。それによりインストール方法が変わるなど、バージョンアップの作業にも影響がありますので、事前にその概要と続きについて説明をさせていただきます。変更にあたりお手数をおかけすることとなりますが、ユーザEMSolutionの皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

2. ライセンス管理方法変更の概要

(1) FlexNetによるライセンスプロテクト方式について

FlexNetによるライセンスプロテクト方法はライセンスサーバがライセンスファイル内容を読み取り、それに従いEMSolutionを実行できるようにするものです。そのためライセンスサーバとクライアントマシンを登録いただき、クライアントマシンでEMSolutionを使用していただく方式となります。

ノードロックライセンス契約の方は、ライセンスサーバとクライアントマシンが同一マシンとなります。EMSolutionが実行できるマシンは一台となります。

フローティングライセンス契約の方は、ライセンスサーバとクライアントマシンをそれぞれ登録することになります。クライアントマシンは契約ジョブ数に関係なく任意の台数の登録が可能で、同時実行数が契約ジョブ数以下であれば登録された複数のクライアントマシンからEMSolutionの実行が可能になります。

なお、ノードロックライセンス契約で契約ジョブ数が使用マシンのコア数と同一で同時実行数が無制限となっている環境でご利用の方は、FlexNetでは契約ジョブ数内での同時実行に制約されます。

(2) ライセンス管理方法変更にもなう注意点

EMSolution r13.0 以降は FlexNet ライセンスのみで利用可能となります。このため、

- ・ Windows 版において r13.0 以降は USB ライセンスキーが廃止となります。
- ・ Linux 版において r13.0 以降は r12 までのライセンスファイルは使用できません。

r12 以前のバージョンを継続してご利用したい方は別途ご相談ください。

3. 手続きについて

EMSolution r13.0 へのアップ時にユーザの皆様には速やかにバージョンアップを行ってもらえるよう、また、EMSolution r13.0 への移行判断のための時間を持っていただくことを考慮し、以下の手順にてバージョンアップを行ってもらえるようにいたします。

(1) サーバ、クライアント情報のご提示

【Windows 版、LINUX 版の方共通】

弊社より送付するユーザ登録書にユーザ様の情報とともにライセンスサーバならびにクライアントマシンの MAC アドレスを記載し、ご返信ください。この MAC アドレスに対応した FlexNet ライセンスファイルを作成いたします。

(2) ライセンス管理方式変更に関する確認書への署名と送付

【Windows 版の方】

これまで USB ライセンスキーを使用いただいていたお客様には、FlexNet のライセンス管理への移行に伴い、r13.0 へのバージョンアップ完了後に USB ライセンスキーを返却していただきます。ただし、移行期間(*1)として、r13.0 の動作確認のために USB キーと FlexNet ライセンスファイルをともに使用できる期間を設けさせていただきます。これにあたり、「EMSolution ライセンス管理方式変更に関する確認書 (Windows 版ユーザ殿向け)」の提出をお願いいたします。

【Linux 版の方】

FlexNet のライセンス管理への移行に伴い、r13.0 へのバージョンアップ完了後に旧ライセンスファイルを破棄していただきます。ただし、移行期間(*1)として、r13.0 の動作確認のために旧ライセンスファイルと FlexNet ライセンスファイルをともに使用できる期間を設けさせていただきます。これにあたり、「EMSolution ライセンス管理方式変更に関する確認書 (Linux 版ユーザ殿向け)」の提出をお願いいたします。

(3) ライセンスサーバの環境セットアップ

【Windows 版、Linux 版の方共通】

ユーザ登録書と確認書を受領次第、弊社より r.13.0.1 のファイル群一式を送付いたします。これに同梱する「FlexNet 導入マニュアル」をもとにライセンスサーバの環境セットアップと EMSolution r13.0.1 の動作確認をお願いいたします。

(4) USB ライセンスキーの返却/旧ライセンスファイルの消去

【Windows 版の方】

動作確認が完了しましたら、USB ライセンスキーを弊社まで返却願います。受領後、弊社より受領書を送付いたします。

【Linux 版の方】

動作確認が完了しましたら、旧ライセンスファイルを消去し、消去完了届を提出していただきます。

*1 移行期間について

お客様の事情により EMSolution r13 への移行に時間がかかる場合も考えられますので、最大 6 か月間の移行期間を設け、その間、USB ライセンスキーあるいは旧ライセンスファイルにより古いバージョンの EMSolution を利用できるようにします。

以上